

国・地方公共団体屋外広告物通知書

R7年 11月 1日

(宛先)

大津市長



通知者

住所 〒520-8575

滋賀県大津市御陵町3番1号

ふりがな

おおつたろう

氏名 大津市 都市計画課 課長 大津太郎

担当者名 大津次郎

連絡先

直通電話番号・内線 077-528-2956 内線 4162

メールアドレス otsu1303@city.otsu.lg.jp

大津市屋外広告物条例第8条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 屋外広告物の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 自家用 ( )非自家用 (案内図板規制・相互間距離規制・規制なし)									
番号	表示内容	種類	地上高	縦	横	面数	表示面積	個数	備考
1	思いやり週間です	広告幕	5m	10m	2m	1面	20㎡	1個	
2	みんなに優しくしましょう	広告旗	1.5m	2m	0.5m	1面	1㎡	10個	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

※広告物が10を超える場合は、広告物一覧表を別紙にて添付してください。

※裏面にも記載事項があります。

2表示期間	R7年11月10日～ R7年12月9日 (年・1月間)		
3表示場所	大津市 御陵町3番1号		
4条例上の地域区分等	<input type="checkbox"/> 禁止地域 (○)許可地域(第1種・第2種・ <b>第3種</b> ) <input type="checkbox"/> 景観保全型広告整備地区 (地区) <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地域 (地域) <input type="checkbox"/> 対岸眺望景観保全地域 ( ) <input type="checkbox"/> 指定沿道及び沿線地域 (鉄道・新幹線・ ) <input type="checkbox"/> 風致地区 ( ) <input type="checkbox"/> 地区計画 (地区) <input type="checkbox"/> 伝統的建造物群保存地区 <input type="checkbox"/> 歴史的風土保存地区 ( )歴史的風土特別保存地区 ( )自然公園区域		
5建築基準法による工作物の確認	<input type="checkbox"/> 不要 ( )申請済 <input type="checkbox"/> 当該へ申請後に申請予定 <input type="checkbox"/> 未申請	6道路法による道路占用許可	<input type="checkbox"/> 不要 ( )申請済 <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請
7管理者	住所氏名連絡先	〒申請者と同じ	
	所持する資格	<input type="checkbox"/> 屋外広告士 ( )講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者 ( )技能検定合格者 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者 (○)資格なし	
8工事施行者	住所氏名連絡先	〒520-0000 滋賀県大津市〇〇町〇丁目〇番△号 株式会社 〇〇広告 広告 太郎 077-520-0000	
	本市における屋外広告業の登録番号	大津市屋外広告登録第 9999 号	
広告物を設置する業者は、大津市の屋外広告業の登録を受けている必要があります。本市で登録されている業者はホームページに掲載しています	登録有効期間	R12年12月27日まで有効	
	番号	備考	
	号		

表示期間は最大3年の範囲で設定するようにしてください。

市ホームページの「MyTown おおつ」で屋外広告物規制図を確認してください

広告物を設置する業者は、大津市の屋外広告業の登録を受けている必要があります。本市で登録されている業者はホームページに掲載しています

- (1) 設置する場所を示す地図 (位置図)  
 (2) 土地又は建築物等との関係を明らかにした図 (配置図)  
 (3) 色彩 (マンセル値) 及び意匠を明らかにした図 (意匠図)  
 (4) 形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書 (構造図)  
 (5) 周囲の状況が分かるカラー写真 (申請の日前30日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの)  
 (6) 第2次大津市景観計画で定める眺望景観保全地域及び対岸眺望景観保全地域において、屋上広告物を表示し、又は設置する場合で、その高さが地上から31メートルを超えるときには、同計画で定める眺望景観保全地域にあつては重要眺望点からの、又、対岸眺望景観保全地域にあつては対岸重要眺望点からのカラーシミュレーション写真等
- 当該広告物を継続して表示する場合にあつては、次の書類を提出すること。
  - 当通知書
  - 設置する場所を示す地図 (位置図)
  - 広告物の現状が分かるカラー写真 (届出の日前30日以内に撮影した写真で、撮影年月日が記入されたもの)
  - 管理者が作成した屋外広告物安全点検調書
- 当該広告物を除却した場合は、屋外広告物除却届 (別記様式第8号) を提出すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 該当する( )内に丸印又はレ点を付すか、自由記入すること。